

経営状況を「見える化」したい 業務を自動化したい 働き方を改革したい

IT導入による業務効率化を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック✓。

✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

**バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など
付加価値向上に繋がるITツールの導入を支援します**

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建築業等も対象。

事業類型	A類型	B類型	特別枠(C類型)
補助上限額・ 下限額	30万～150万円未満	150万～450万円	30万～450万円
補助率	1/2		2/3又は3/4
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等		左記のものに加えP C・ タブレット等のレンタル費 用が対象

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件（一部事業者は加点要件）とします。

令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算及び令和2年度2次補正予算で
中小機構に措置

IT補助金活用イメージ

特別枠

新型コロナウイルス感染症対応「特別枠」の創設

- ✓ 補助率を甲の場合は2 / 3、乙または丙の場合は3 / 4に引き上げ
- ✓ ハードウェアレンタル費を補助対象化
- ✓ 補助対象経費の1 / 6以上が以下の甲・乙・丙対応したIT投資をすることが必要

甲 サプライチェーンの毀損への対応
乙 非対面型ビジネスモデルへの転換
丙 テレワーク環境の整備

成果

採択事業者平均で、
労働生産性が**24%増加**、売上が**16%増加**、
勤務時間は**2%減少**



成功事例

事例①

事務業務担当の変更や後継者問題など、長年の勘から脱却するべく、補助金を活用して販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の**見える化**を行い、**売上が増加**した。

事例②

補助金を活用し、勤怠管理ツールを導入。タイムカードと給与管理システムを連動させることで、入力・集計作業が毎月10時間ほど短縮。社内規定の見直しなども行い、**更なる社員のモチベーションアップ**につながった。

<令和元年度補正・令和2年度補正予算IT導入補助金の今後のスケジュール>

公募開始：令和2年 5月11日（月）

応募締切：令和2年12月18日（金）17:00まで

※「IT導入補助金2020」については、

通常枠・特別枠ともに最終受付締切となります。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

応募方法等の
詳細はこちらから
ご確認ください

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務局
ポータルサイト



販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい 商品を宣伝したい HPを開設したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>

一般型：上限50万円

事業再開枠：上限50万円

特例事業者：50万円上乗せ

※共同申請可能

<補助率>

一般型：2/3

事業再開枠（定額）

特例事業者上乗せ：2/3または定額

<補助対象>

ホームページの作成・改良、
店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、
「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」
を満たすこと等を加点要件とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度2次補正予算で中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！
※いずれも増加見込みを含む
※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増**、**海外客の団体旅行予約も2割程度増加**。

事例②（コロナ特別対応型）

※受付終了しました

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのWEBサイトを作成し、**来店しない顧客への販売を開始**。

「事業再開枠」（感染防止対策のための取組）

✓業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症感染防止対策のための取組にかかる経費について定額補助。

特例事業者に対する上限上乗せ

✓クラスター対策が特に必要な特例事業者に上限50万円を上乗せ
※詳細は公募要領参照

<令和元年度補正予算持続化補助金（一般型）の今後のスケジュール>

応募締切：令和3年2月5日（金）当日消印有効（4次締切）

※4次締切後も申請受付を継続し、令和3年度には令和3年6月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

全国商工会連合会 日本商工会議所



03-6670-2540 03-6447-2389

<令和2年度補正予算持続化補助金（コロナ特別対応型）のスケジュール>

※5次締切を以って受付は終了いたしました。

地方創生テレワーク交付金（内閣府地方創生推進室）

令和2年度第3次補正予算額 100.0億円

事業概要・目的

○施策の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。

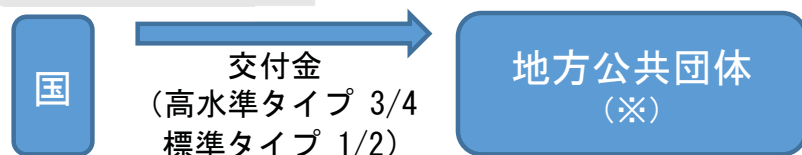
○施策の概要

サテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等、地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援する。地方創生に資するテレワーク推進の実施計画を地方公共団体が策定。計画掲載事業の実施に対し、国が交付金により支援。

事業イメージ・具体例

- ◆サテライトオフィス等整備事業（自治体所有施設整備等）
自治体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という）を開設・運営、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）
自治体が、サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設・運営を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）
自治体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆進出支援事業
自治体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業に対して、進出支援金を助成（返還制度あり）

資金の流れ



(※) ①東京圏外の地方公共団体、②東京圏内の条件不利地域を含む市町村
③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

期待される効果

- 企業の進出、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、地域分散型の活力ある地域社会の実現に貢献

「働き方改革推進支援助成金」

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

緊急事態宣言発令地域内の事業所が対象です

のご案内

新型コロナウイルス感染症対策として
テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援します！

3次募集を開始します！！

★ 3次募集における事業実施期間等について

- ・ 事業実施期間：令和3年1月8日（金）～令和3年1月29日（金）
 - ・ 交付申請期限：令和3年1月29日（金）まで（必着）
 - ・ 支給申請期限：令和3年3月1日（月）まで（必着）※交付決定前でも支給申請いただけます。
- ※本助成金は、国の予算の範囲内で支給するため、申請の状況により、申請期間内に募集を終了する場合があります。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規で導入する中小企業事業主 ※ <u>既にテレワークを行っている場合には対象になりません。</u> ※ テレワークを実施する労働者（以下、「対象労働者」という。）が通常勤務する事業所が、交付申請日時点で緊急事態宣言が発令されている地域内にいることが必要です。 ※ 緊急事態宣言に準じる地域も対象になります。
助成対象の取組	・ テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・ 就業規則・労使協定の作成・変更 ※ パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります（購入費用は助成対象にはなりません）。 ※ リース契約、ライセンス契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは3か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）。 ※ 緊急事態宣言が発令されている地域内の事業所に通常勤務する対象労働者が、テレワークを実施するために必要なテレワーク用通信機器の導入・運用費用に限り助成対象とします。 ※ 助成対象の経費は、事業実施期間中に実施し、かつ令和3年1月8日から支給申請日までに実際に支出したものに限り、クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は助成対象外となります。
主な要件	事業実施期間中に ・ 助成対象の取組を行うこと ・ テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象となる事業の実施期間	令和3年1月8日（金）～令和3年1月29日（金） ※計画の事後提出を可能にし、令和3年1月8日以降の取組で、交付決定より前のものも助成対象とします。
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。
 - テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
- https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf

支給要件

令和3年1月8日（金）～令和3年1月29日（金）までにテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること
※ 少なくとも1人は直接雇用する労働者であることが必要です

支給対象となる取組

テレワーク用通信機器の導入・運用に要した費用を助成します。

テレワーク用通信機器（※）の導入・運用

（例）VPN装置、web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入、サテライトオフィス等の利用料、「パソコン、タブレット及びスマートフォン等のレンタル、リース費用」など

※ パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります（購入費用は助成対象にはなりません）。

就業規則・労使協定の作成・変更

- ※ 派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りします。
- ※ リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは3か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）。
- ※ 緊急事態宣言が発令されている地域内の事業所に通常勤務する対象労働者が、テレワークを実施するために必要なテレワーク用通信機器の導入・運用費用に限り助成対象とします。
- ※ 助成対象の経費は、事業実施期間中に実施し、かつ、令和3年1月8日から支給申請日までに実際に支出したものに限りします。クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は助成対象外となります。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、借損料、雑役務費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

ご利用の流れ

1 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を、事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切：1月29日（金）（必着））

- ※ 特殊郵便(特定記録または簡易書留。レターパック可)による郵送に限る
- ※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

2 事業実施期間において取組およびテレワークを実施、支給申請日までに支払を完了

3 テレワーク相談センターに支給申請（締切：3月1日（月）（必着））

- ※ 特殊郵便(特定記録または簡易書留。レターパック可)による郵送に限る
- ※ 交付決定がなされていない場合でも、3月1日までに支給申請を実施いただく必要があります
- ※ 交付申請の時点で既に取組やテレワークを実施済みであり、かつ領収書や納品書等、支給申請のために必要な書類を提出可能な場合は、交付申請書類一式とともに支給申請書類一式を提出いただいても構いません

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0570-550348

所在地：〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

テレワーク 相談

検索

平日（月）～（金）
午前9時～午後8時
※土日祝は休み